

平成13年4月23日
監 査 事 務 局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03 - 5320 - 7011

住民監査請求の勧告に基づき教育長が講じた措置

1 教育長から監査委員に対する措置結果の通知日

平成13年3月30日

2 措置内容

国立市教育委員会に、平成11年8月1日から平成12年8月3日までの「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」に基づく正規の手続を経ないで職務に従事していない時間を調査特定し、給与の返納について報告を求めた。

これに基づき、損害額を確定し、その補填のための必要な措置を講じた。

3 東京都が被った損害額の補填額

2,400,361円

内 訳

	学校数	人 員	時間数	金 額
小学校	8校	79人	延べ458時間	2,087,503円
中学校	3校	25人	延べ95時間	312,858円
全 体	11校	104人	延べ553時間	2,400,361円

4 措置年月日（返納年月日）

平成13年3月27日

5 関係法令 [地方自治法第242条第7項]

「監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた長、職員等は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない」